

うるま市道路整備プログラム策定委員会設置規程

平成24年6月19日

訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市における道路整備に関する施策を適正かつ効率的に推進するための計画(以下次条及び第5条において「道路整備プログラム」という。)を策定するため、うるま市道路整備プログラム策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、道路整備プログラムに関する事項を調査審議する。

2 委員会は、調査審議した事項について、市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は都市計画部長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 委員会に専門事項を調査研究させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事長は都市計画部長、副幹事長は都市計画課長をもって充てる。

4 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。

(幹事会の所掌事務)

第5条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 道路整備プログラムに関する調査研究

(2) その他委員会が指示する事項に関する事務

(任期)

第6条 委員及び幹事の任期は、それぞれ第2条及び前条に規定する事務が終了する日までとする。

(会議)

第7条 委員会及び幹事会は、それぞれ委員長又は幹事長が招集し、会務を総理する。

2 委員会及び幹事会は、それぞれ委員又は幹事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 委員長及び幹事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務局は、都市計画部都市計画課に置く。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び幹事会に関し必要な事項は、それぞれ委員長又は幹事長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年6月19日から施行する。

別表第1(第3条関係)

職名	備考
副市長	委員長
都市計画部長	副委員長
企画部長	委員
総務部長	〃
経済部長	〃
経済部参事	〃
建設部長	〃
水道局水道部長	〃

別表第2(第4条関係)

職名	備考
都市計画部長	幹事長
都市計画課長	副幹事長
都市計画課技幹	委員
企画課長	〃
財政課長	〃
総務課長	〃
農水産整備課長	〃
商工観光課長	〃
企業立地雇用推進課長	〃

区画整理課長	〃
土木課長	〃
土木課技幹	〃
下水道課技幹	〃
水道局工務課長	〃